

第12回警察庁会計業務検討会議 議事概要

〔案件1〕 ガスクロマトグラフ質量分析装置（科学警察研究所）

- 【委員】 仕様書を7者交付しているが、参考見積は何者から徴取したのか。
- 【回答】 2者から徴取した。
- 【委員】 どこの業者から徴取したのか。
- 【回答】 落札業者と別の1応札業者である。
- 【委員】 2者に限定した理由は何か。
- 【回答】 限定はしていない。入札の意思を示したのが2者であり、その業者から参考見積を提出いただいた。他の仕様書交付者については、入札自体も辞退している。
- 【委員】 入札段階で2者が応札するのはわかるが、参考見積もりをどこの業者から徴取するかが重要だと思う。
- 【委員】 本装置は減耗更新整備したものだが、前回調達のとおりと契約業者はどこか。
- 【回答】 平成15年である。契約業者は、今回とは別の業者である。
- 【委員】 予算額はどのように積算したのか。
- 【回答】 参考見積を徴取し、査定率を乗じている。
- 【委員】 競争性が少ない場合は、予定価格が適正かどうかが一番問題となる。参考見積を基準に予定価格を作成すると、チェックは厳しいのではないかと思う。
- 【回答】 この度の予定価格については、参考見積に査定率を乗じたものと予算額を比較し、安価だった予算額を予定価格とした。
- 【委員】 前回の実績額は、参考にはならないのか。
- 【回答】 15年前のものであるし、機械自体の性能もはるかに現行機器の方が優れていることから、比較にはならないと判断している。
- 【委員】 参考見積に査定率を乗じる方法は、少し機械的であると感じる。
- 【回答】 予定価格の積算方法はいくつかあるが、業者見積をそのまま採用するのではなく、参考見積に査定率を乗じる方法を採用し、あえて厳しくしている。
- 【委員】 本装置を製造している業者は多いのか。
- 【回答】 四重極一飛行時間型という特殊なガスクロマトグラフ質量分析装置なので、製造業者は限られる。
- 【委員】 競争性を担保し、効率的に調達できるための工夫はどのように考えているのか。
- 【回答】 スケールメリットが働けば、価格が下がると思うが、科学警察研究所のみで調達するものであるため、価格交渉が困難な状況である。
- 【委員】 受注生産するものか。
- 【回答】 受注生産するほど珍しい機械ではないが、全国警察で科学警察研究所にさえあればいいものである。
- 【委員】 本装置は警察以外で使用するのか。
- 【回答】 他省庁の研究所や化学メーカーにあるかも知れない。
- 【委員】 日本に数台しかない装置をいかに効率よく調達するのが課題だと思う。交渉が難しいのはわかるが、本当にその価格が適正かどうかを明らかにすることが今後の課題である。

〔案件2〕 I P R形基地局制御装置 A（IPR-BSA-Ia/24）(2)外72点 （通信施設課・情報通信企画課・会計課）

- 【委員】 前回導入したときの契約業者名を教えてください。

- 【回答】 平成27年度は四国管区4県分を一括調達している。次に平成29年度当初予算において対象県のシステム調達を6つに分けて契約している。また、平成29年度補正予算で契約した6案件のうち1案件が今回審査対象となっている。
- 平成27年度の契約業者はA社である。平成29年度当初及び補正予算の調達に関しては、A社とB社が落札している。
- 【委員】 システム部分はA社が落札し続けているのか。
- 【回答】 そのとおり。どうしても特殊な機器の製造請負契約になるため、警察庁の仕様に基づき、新規業者はシステムの開発設計を行う必要がある。開発設計を行う上のリスクや経費を見込んでの応札価格となるため、どうしても先行実績のある業者と比較すると先行実績のある業者が有利な契約になっている。
- 【委員】 無線の発信機と受信機であることから、他の業者でも仕様をクリアすれば、参入できると思うがどうか。
- 【回答】 仕様書について、意見招請した上で、特定の業者に依存することがないようにしており、当然施行能力のある業者であれば、応札は可能である。しかし、入札業者のアンケートによると、リスクや開発費等を見込んだ入札になることから応札しづらいといった意見もある。
- 【委員】 このような装置は、特殊なものなのか。
- 【回答】 警察無線であるため、警察庁の定めた仕様を満足する製品を製造していただく必要があるため、市場に出回っている無線機とは異なる。
- 【委員】 一度契約すると、なかなか他の業者が参入しづらいのか。
- 【回答】 当庁としても、色々な業者に声かけはしているが、単年度の製造となると経費面も含め新規業者は参入しづらいようである。
- 【委員】 そうなると予定価格の設定は非常に重要な問題となってくる。今回はA社の見積書と契約実績を比較検討しているが、見積書を提出したのはA社だけか。
- 【回答】 A社だけである。
- 【委員】 競争性の問題から見ると、A社の実績があるため比較するのは難しい。契約金額が適正なものかどうかということの判断は非常に難しいのではないかと思う。
- ただ、無線機であるため、類似品で類推して参考価格を算出することもできるのではないかと思う。予定価格の算出方法も工夫する必要があるのではないか。
- 【回答】 今回のようにどうしても業者の見積によらざるを得ないという実態があるが、かなり厳しい積算となっていたようで、結果的には不調となり、不落随契となっている。
- 【委員】 A社の実績額と見積額を比較検討して予定価格が設定されるため、いずれにしてもA社が出した金額で決まるということか。
- 【回答】 平成27年度の調達では、かなり競争が働いて安価な調達になったが、そこで落札した業者が有利な状態になっている。平成29年度はA社とB社の2者応札となり、価格の競争原理が働いて少しは安価に調達できた。
- 【委員】 入札説明会参加業者はどこか。
- 【回答】 A社、B社、C社及びD社である。
- 【委員】 大手業者であっても、他社の仕様でシステム設計することは、かなり特殊なことなのか。
- 【回答】 新規業者であると、警察庁の仕様に基づいてシステム設計する必要があることから、経費がかなりかかると思われる。
- 【委員】 本装置については、年度を分けて調達しているが、全国でまとめて調達すれば、ある程度コストが落ちるかもしれないが、生産体制が確保できない等の問題がある。国は会計年度で動いているのはわかるが、全国で調達する数量は見えているのであれば、複数年度で見積を徴取し、分割で納入するということはできないのか。
- 【回答】 国庫債務負担行為で措置する方法はあるが、全国まとめてというのはなかなか難しい。警察庁の中でもスケールの大きな契約であり、全国のエリア毎に計画的に整備している。
- 【委員】 何か年の計画なのか。

- 【回答】 平成27年度から始まり、平成34年度までの計画である。
- 【委員】 その間に技術が変われば、仕様書も変わるのか。
- 【回答】 警察庁の定めた仕様書に基づいて製造するものであり、途中、部品等が変わる可能性はあるが、基本的には全国一律で同じ仕様のもを整備する。
- 【委員】 現状では、最初に受注した業者が永続的に受注することとなる。これで本当に効率的な調達になっているかどうか疑問が生じる。受注実績のない新規業者も参入できるようにする工夫として、どのようなものが考えられるか。
- 【回答】 入札説明会において、業者が入札に躊躇している部分である技術面や保守に関する部分について、丁寧に説明することを継続的に行う必要があると考える。
最大の障害は、経費面である。例えば、A社が製造した装置には、A社が知的財産権を持つが、新規業者がA社と同じ装置を製造することは知的財産上できない。そこで新規業者は、一から開発するため、経費がかかる。また、業者によって技術が異なるため、A社の設計書を基に他社が製造できるかわからない。
- 【委員】 現在は、携帯電話やスマートフォン、インターネットが普及している中、このような無線を使うメリットは何か。
- 【回答】 警察において、民生品を使用することはセキュリティの観点から行わない。警察庁の仕様書に基づいて製造請負という契約をしている。
また、対災害の観点では、中継所の設備から警察が運営しているため、民間網より強いという点がある。東日本大震災においても、警察無線については、通信が確保できた。

〔案件3〕 事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認識システム賃貸借外 (情報管理課・情報通信企画課・会計課)

- 【委員】 入札参加業者が1者で、5回入札しても落札できなかったとのことだが、受注したE社以外にも大手のシステム業者はたくさんあると思うが、なぜE社だったのか。
- 【回答】 本システムの見積書を依頼する際、全国展開している業者に意見聴取したところ、本システムの規模に対するSE不足と、各都道府県に端末を整備しており、駆けつけ型の保守をお願いしていることから、体制の確立が困難といったところが、入札の障害となっている。
- 【委員】 大手業者も難しいのか。
- 【回答】 本システムは各都道府県に端末を設置しており、都道府県単位で体制の執れる業者は少ないと思われる。
- 【委員】 予定価格はどのように算出したのか。
- 【回答】 システムの構成品ごとにインターネットで市場価格を調査したものと、平成28年度に同類のシステムを調達した実績と、業者見積を比較し、最も安価なものを予定価格とした。
- 【委員】 落札率が99.8%であるが、価格を下げる努力はしたのか。
- 【回答】 過去の契約実績から考えてもかなり厳しい積算だった。E社の1者応札であるが、業者側からしてもかなり厳しい積算だったということもあり、入札不調となり、不落随契となった結果、落札率が高くなっている。
仕様は、特定の企業に依存しないものとしているが、全国規模の駆けつけ保守があるため、業者はそのような体制面も含め、応札するには総合企業体制があるところであれば困難であるという実態があり、結果的に1者応札となっている。
- 【委員】 今回の契約でシステムの賃貸借というのは、リース契約であるか。
- 【回答】 保守付きのリース契約である。
- 【委員】 何年で更新するのか。
- 【回答】 概ね5年である。5年経過すると、保守用部品がなくなったり、ソフトウェアのラ

イセンスサポートが切れるといったことが出てくるので、状況を見ながらリースの延長や更新を検討する。

【委員】 賃貸借料、開発料及び保守料等があると思うが、資料に記載しているのは総額か。

【回答】 今回の契約は、それらを一括して調達を行ったので、概要書には全案件の総額を記載している。

【委員】 分離して調達を行った方が、合理的な金額なのか判断しやすくなるのではないか。

【回答】 過去には分離して調達を行っていたことがあるが、その時に1者応札が続いていたため、平成26年度の行政事業レビューにおいて、有識者の先生方から競争原理が働くので一括契約した方がいいのではないかという意見をいただいて、一括調達している経緯がある。

ただ、平成26年度から情勢が変化しているので、今回の意見を踏まえ、ソフトウェアとハードウェアそれぞれの得意な分野で事業者の競争性を高めていくことも一つの方向性であるので、次期のシステムでは、ソフトウェアとハードウェアを分離して業者が競争する形を検討し、調達していく必要があると考える。

【委員】 予定価格について、インターネットで市場価格を調査したということは、大部分は市販品ということであるか。また、それを組み合わせてシステム化して、さらに保守まで付けるとE社しか対応できないのか。

【回答】 そのとおりである。

【委員】 落札率は、予定価格と契約額との比率であり、予定価格が適正であれば、当然に高くなるということである。他者からの見積りから出した予定価格と、単に市販品と比較して出した予定価格と、パーセントが近いからおかしいという議論そのものが少し違うと思う。そもそもの予定価格が適正であれば、100%近くなってもおかしくない。根本的な話になるが、予定価格の決定方法を各調達でそろえないと、比較しても意味がずれてくるのではないか。

予定価格の決定方法を全庁的にそろえることはできないのか。

【回答】 一定の考え方というのは持っている。

【委員】 ある程度カスタマイズした方がよいのか、そろえた方がよいのか、その辺も検討課題と思われる。

【回答】 案件ごとに、適正かつ極力安価にということで、定めていくという方針にはしている。また、今後、どのような発注の方法が効率的な調達につながるか、検討していきたい。

【案件4】 警察庁オープンネットワークシステム設定作業

(情報管理課・情報通信企画課・会計課)

【委員】 本件は随意契約で、他の業者が行うと障害発生要因の特定及び責任分界点の特定が困難となるということであるが、このようなことは他のシステムにも一般的に言えることであるのか。開発したところ以外のものに設定をさせないものなのか。

【回答】 一概には言えない。今回の案件については、F社からシステムの設定変更の際には、納入業者であるF社の技術的なノウハウを含んでいるので、第三者に開示できないという書面が提出されており、また保守付きの賃貸借契約を継続している案件であるので、一度他者が設定した場合には、以後保守が継続できないという状況であったので、元の業者と契約したものである。

【委員】 会社がそのような主張をしたら、それ以上踏み込めないのか。

【回答】 例えば、民生品を構築してシステム化したものを設定した場合は、他者でもできると思うが、本件は警察庁の仕様に基づき、F社が設計、製造したシステムであり、賃貸借を継続していくので、なかなか他者が触れない状況である。

【委員】 独占禁止法のような法令に触れるような問題はないのか。

- 【回答】 問題はない。
- 【委員】 予定価格は、見積額と市場価格を比較したということであるが、市場価格とはどのようなものであるか。
- 【回答】 経済調査会が発行している積算資料を参照している。
- 【委員】 作業時間はどのくらいかかるのか。
- 【回答】 設定作業ごとにプロジェクト管理、要件提起、設計、構築があり、時間に直すと上限で1,600時間となる。
- 【委員】 作業時間や賃金の額など、全部チェックをしているのか。
- 【回答】 工数自体の査定はなかなかできないので、単価のチェックを行っている。
- 【委員】 設定作業というものはこれほど時間がかかるのか。
- 【回答】 実際にかかった時間等を作業報告書で確認しているが、1,600時間以上はかかっている。
- 【委員】 工数に関しては、なかなか見えづらい部分がある。非効率な方法で実施すれば、当然その分の時間がかかる。例えば、他者に手数料を支払い、工数だけのセカンドオピニオンのようなもので、本当にこれだけの工数がかかるシステムなのかという査定をするということは難しいのか。
- そもそも単価は見えやすい部分なので、その会社だけ特別に高い単価の人を使っているとは思えない。むしろやり方そのものが非効率かどうかというチェックの方が大事であると思う。
- 【委員】 将来のことを考え、他の業者でもできるような設計を当初からしておく必要があると思う。そうでないと、責任分界点や障害発生の特典などの理由で逃げる可能性がある。
- 元々のシステム導入の時に、そのような設定まで含めた見積もりはできないのか。
- 【回答】 将来の設計変更を安く抑える方策として、最初の契約の段階でリース契約期間中における全ての設定作業等の実施義務を含めておくというのは、一つの方法としてはあるが、その場合、かなりリスクを見込んだ価格になるおそれがある。
- 最初の調達は競争原理が働くので、その分安くなる見込みはあるが、どちらがよいか難しい。現状では、当初契約した業者と随意契約を行っている。当然、仕様に基づいた適正な見積もりであるかをチェックし、工数の検証も行っている。
- 【委員】 保守点検がある商品は、当初に初期設定を行い、後に保守で利益を上げるという戦略がある。単年度で予算を組む国の機関ということで、仕方がない面があると思うが、もう少しトータルでのコスト意識を持った方が、業者側の言いなりにならないと思う。
- 【回答】 保守の面に関しては、賃貸借契約は保守付きで契約しているので、最初に競争が働いている。買い取りをした上で、後の年度に保守のみ契約すると、随意契約になり価格が高騰する可能性が高くなる。
- 【委員】 今回のテレワークシステムを整備するに当たって、既存のオープンネットワークシステムにつながるということであるが、元々オープンネットワークシステムはいつできたのか。
- 【回答】 来年度に更新計画があるので、その5年前である。
- 【委員】 オープンネットワークシステムを作った時には、将来的にテレワークシステムを整備する予定はなかったのか。
- 【回答】 予定はなかった。
- 【委員】 今回のテレワークシステムの契約業者は、決定しているのか。
- 【回答】 決定しているが、F社との関連業者ではない。

〔案件5〕 京都護衛署北門警備派出所新築工事 （皇宮警察本部）

- 【委員】 一般競争入札を実施しているが、応札があったのは1者であった。それほど特殊な

内容には見えないが、入札参加条件に新築工事の実績を求めているため、条件が厳しいなどの理由があったのか。比較的汎用なものに見える。

【回答】 仕様については、特段縛りを掛けている訳ではない。一定の工事实績を求めているが、今回は、工期の関係で参加が困難だったと考えている。

【委員】 実績のある業者は、何者もないものなのか。

【回答】 小さい施設であるので、官庁の新築工事をしている業者であれば、ほぼどこでも入れるはずである。実績は、過去15年という長いスパンを設けているので、十分な数の業者がいると思い、設定している。

【委員】 それでも、応募してこないのは、小さすぎて採算が合わないためであるか。

【回答】 そのような面はあると思う。小さすぎて、利益率が非常に悪いことが考えられる。

【委員】 契約変更になった原因が、地盤に想定外のことがあったということであるが、事前調査が適正であったかを振り返って、次に生かすような議論はなされているか。

【回答】 ボーリング調査は、北門の前の敷石を剥がし、実際の建築予定地で行ったが、地中でちょうど石に当たった箇所で地盤の強度が出ていると判断されてしまった。1回目の契約変更の際、全ての敷石を剥がして調査を行ったところ、周囲に水が回り、軟弱な地盤であるということが、後から判明した状況である。

【委員】 大きな施設であれば、数カ所調査を行うと思うが、1か所で行い、偶然発生したのか。

【回答】 調査は2か所行っている。一方に偶然、築地塀という塀があり、その基礎となる石が予定していなかったところに入っていたため、それに当たったものである。

【委員】 御所の建築物は、特殊な業者でなければ建築できないものであるか。

【回答】 そのようなことはない。通常の建築工事の資格を取得している業者であれば、受注は可能と思われる。

【委員】 内訳書を見ると、番兵小屋と思われるが、非常に細かく内訳が記載されているが、これはどのようなものか。

【回答】 積算方法については、公共工事の建築積算基準に基づき、実際に使用する部材一つ一つの長さや数量を拾い出した上で、物価資料と業者見積のうち、安価な単価を採用するなどして、予定価格を算出している。

【案件6】 マイク用カールコードほかの購入（東京都警察情報通信部）

【委員】 公募手続を行い、随意契約を締結するとは、具体的にどのような手続であるか。

【回答】 過去は、公募という手続を取っていなかったが、競争性、透明性を確保するために、公に募集する形を取り、G社の無線機のこういうものを調達したいが、参入する業者はいるかという公告をホームページ等に出している。参加意思を表明する業者がいれば、一般競争入札を実施する。

【委員】 G社の製品を、他の業者で卸す場合があるのか。

【回答】 卸すという形ではなく、G社の技術情報を入手できるか、参入するための製造技術、工場等を持っているかという意味の公募である。そういうものを担保しているのであれば、参入していただくということである。

【委員】 G社の製品ではなく、同じ仕様のもを製造できるかという意味か。

【回答】 同じ仕様というよりは、同じ性能、機能を満足するものを製造できる業者がいれば、手を挙げてくださいという意味の公募である。

【委員】 高価格のものであれば、そのような開発をしてまで応募する者もいるかと思うが、消耗品で安価なもので、応募があったことがあるのか。

【回答】 他では分からないが、東京都警察情報通信部ではない。

【委員】 公明正大に手続を行っていることは、とてもよいことだと思うが、必要のないところに手間をかけて、逆に見えないコストが掛かっているのではないか。本当に公募が

必要なのかという点と、後は消耗品が発生することが分かっているのであれば、一番最初に本体を購入する時に、ライフサイクルコストという考え方で公募し、そちらに手間を掛けた方が良いのではないかと思うが、その点はどうか。

【回答】 公募手続自体は、確かに手間は掛かるが、当然に対外的な説明責任があるので、決して無駄な手続ではないと考えている。

ライフサイクルコストに関しては、警察庁で無線機の調達を行い、地方に配られているため、直接はお答えできない。

【委員】 カールコードに独自技術が必要であるのか。汎用品ではだめなのか。

【回答】 G社等に確認したところによると、独自のもので差し込み口が特殊であり、警察専用の無線機のために製造した特殊品ということであった。

【委員】 参考見積により、予定価格を算出しているということであるが、市場価格的なものを算出することはできないか。

【回答】 警察無線用の特殊品であり、市場価格を調査することは困難である。

【委員】 同等品で大体の価格を算出し、それと乖離がないかというような算出もできないか。

【回答】 この無線機本体がそもそも、コードやアンテナ、マイクを直接接続すると、無線機として機能するかというところは、担保を得なければならない。そのためには、G社から技術情報を得ることが必要であり、そのために公募手続を行っている。

【委員】 これは、何年くらい使用しているのか。

【回答】 約8年使用している。

【委員】 コード等の部品は消耗してくるということか。

【回答】 マイク、アンテナ、ケーブルの伸びるところは、通常使用でも当然に破損するものである。

委員講評

【委員】 システムの装置自体を製造して、保守、リースを行う契約をする場合、やはり開発業者がずっと1者で契約をしており、競争性が非常に抑えているという点についての論点は、ほぼ出尽くしているのではないかと思う。今後はそれをどのように改善していくかという問題であると思う。

【委員】 警察庁の場合、特殊な物品、サービス等があり、なかなか競争させることができない。ただし、その価格設定が本当に妥当なのか、企業が独占利潤を得ていないかというチェックをどうするかが、今後の課題であると思う。

【委員】 ライフサイクルコストも考えていただきたい。例えば、先程のコードについては、接続口が合わないという話があったが、これは、おそらく参入障壁をつくるために変えていないと思われる。当初の購入時に仕様のチェックを十分にしていないと、結局、高額な部品を購入しなければならないになるので、その辺のチェックを初めに行ってもらいたいと思う。